

静岡県告示第623号

静岡県財務規則の規定による「かい」及び「指定金融機関等」の指定（昭和39年静岡県告示第204号）の一部を次のように改正する。

平成28年5月24日

静岡県知事 川 勝 平 太

2の(2)のイの表スルガ銀行株式会社本店の項所属の公金収納店の欄中
「スルガ銀行Tポイント支店」を「スルガ銀行Tポイント支店
スルガ銀行リクルート支店」に改める。

2の(2)のエの表スルガ銀行株式会社Tポイント支店の項の次に次のように加える。

スルガ銀行株式会社リクル ト支店	駿東郡長泉町東野500番地		
---------------------	---------------	--	--

附 則

この告示は、平成28年5月26日から施行する。